

令和7年12月11日  
(第7回定例会)

# 美瑛町議会議案

## 議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について	-----	1～ 7
議案第 2 号	美瑛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	-----	8～ 19
議案第 3 号	美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	-----	20～ 23
議案第 4 号	美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について	-----	24
議案第 5 号	美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	-----	25
議案第 6 号	令和 7 年度美瑛町一般会計補正予算（第 4 号）について	-----	26～ 59
議案第 7 号	令和 7 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 2 号）について	-----	60～ 65
議案第 8 号	令和 7 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 2 号）について	-----	66～ 68
議案第 9 号	請負契約の一部変更について	-----	69
議案第 10 号	連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に ついて	-----	70～ 71
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	-----	72

## 議案第1号

美瑛町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について

美瑛町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理について必要な事項を定めることにより、本町の豊かな自然環境及び町民の安全、安心な生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全並びに脱炭素化の推進との調和を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 町民、町、事業者及び土地所有者等は協力して、相互の信頼と理解の下に、本町の地域特性と調和した再生可能エネルギーの普及に努め、良好な自然環境等を次の世代に引き継ぐものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源のうち太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを電気に変換する

設備並びにその附属設備（発電設備を設置するために造成した土地を含む。ただし、送電に係る電柱等を除く。）をいう。

- (2) 発電事業 発電設備を設置（発電設備を設置するために行う樹木の伐採、土地の区画形質の変更その他当該発電設備を設置するために必要な工事を含む。）する事業若しくは発電設備により電気を得る事業又はその両方をいう。
- (3) 事業区域 発電事業を行う一団の土地をいう。
- (4) 町民 町内に住所を有する者、町内で働く者及び町内で事業を営む者をいう。
- (5) 事業者 この条例の適用を受ける発電事業を行う者をいう。
- (6) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

（町民の責務）

第4条 町民は、第2条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（町の責務）

第5条 町は基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図りながら、必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、発電事業の実施により自然環境等に影響を及ぼすことがないように、十分配慮するとともに、町民との良好な関係を保たなければならない。

（土地所有者等の責務）

第7条 土地所有者等は、発電事業の実施により自然環境等に影響を及ぼすことがないように、事業区域に係る土地を適正に管理しなければならない。

（禁止区域）

第8条 町長は、自然環境等の保全のため、次の各号に掲げる区域を禁止区域として指定する。

- (1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべ

り防止区域

- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の保安林
- (5) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の砂防指定地
- (6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の埋蔵文化財の包蔵地域
- (7) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号の国立公園
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める区域

2 事業者は、前項の規定により指定した区域を事業区域に含めてはならない。ただし、前項第1号から第7号までに規定する区域における発電事業が関係法令等の定めに適合している場合は、この限りではない。

（適用を受ける発電事業）

第9条 この条例の規定は、発電設備の出力の合計（以下「発電出力」という。）が10キロワット以上の発電事業に適用する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面等に設置する発電設備による発電出力は、この条例の適用を受ける発電事業に含まない。

2 この条例の規定は、実質的に同一と認められる事業者が新たに同一の事業区域又は事業区域と隣接する区域に発電設備を増設する場合において、既に設置された発電設備と新たに設置しようとする発電設備の出力の合計が、10キロワット以上となる発電事業においても適用する。

（事前協議）

第10条 事業者は、第12条又は第13条の規定による届出をしようとするときは、規則で定めるところにより、発電事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）について、事前に町長と協議しなければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 事業区域内の土地の所在地、面積、登記地目及び土地所有者等の一覧
  - (3) 発電設備の設置工事の着手予定日及び完了予定日
  - (4) 発電設備の種別及び発電出力
  - (5) 発電設備の維持管理計画
  - (6) 発電設備の撤去及び処分に関する計画
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 3 町長は、事業計画が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあると認める場合は、他市町村及び関係機関に対し、意見を求めることができる。
- 4 町長は、第1項の規定による協議があつたときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（説明会の開催）

第11条 事業者は、あらかじめ前条第1項の規定による事前協議を行い、次条又は第13条の規定による届出をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該事業計画に関する説明会を開催しなければならない。

2 町長は、説明会の開催に当たって、町職員を立ち会わせることができる。

（事業計画の届出）

第12条 事業者は、発電事業を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、当該設置工事に着手する日の60日前までに、事業計画を町長に届け出なければならない。

（事業計画の変更の届出）

第13条 事業者は、前条に規定する届出に係る事業計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、変更しようとする60日前までに、変更後の事業計画を町長に届け出なければならない。

（発電設備の設置工事の届出）

第14条 事業者は、第12条又は前条に規定する届出に係る発電設備の設置工事に着手したとき又は完了したときは、規則で定めるところにより、当該工事に着手した日又は完了した日から起算して30日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。なお、当該工事を中止したときも同様とする。

(標識の掲示)

第15条 事業者は、発電設備の設置工事が完了した日から撤去するまでの間、事業区域内の公衆の見やすい場所に規則で定める標識を掲示しなければならない。

2 前項で定める標識の内容に変更が生じる場合は、速やかに変更後の標識を掲示しなければならない。

(維持管理に関する報告等)

第16条 事業者は、第10条第2項第5号に規定する発電設備の維持管理計画に基づき、適切な管理を行うとともに、発電設備の稼働状況について、規則で定めるところにより、年1回町長に報告しなければならない。

2 事業者は、災害又は事故等により、発電設備に損壊が生じた場合又は自然環境等の保全に支障が生じた場合は、発電設備の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講じるとともに、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に報告しなければならない。

3 町長は、自然環境等に影響を及ぼすおそれがあると認める場合は、発電設備の維持管理状況について、事業者に対し適宜報告を求めることができる。

(地位の承継の届出)

第17条 事業の譲渡、相続、売買、合併又は分割によりその地位を他事業者から承継した事業者は、規則で定めるところにより、地位を承継した日から起算して30日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

2 前項の地位を承継した事業者は、当該承継に係る発電事業についてこの条例を遵守しなければならない。

(発電事業の廃止の届出)

第18条 事業者は、発電事業を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た発電事業に係る発電設備について、第10条第2項第6号に規定する発電設備の撤去及び処分に関する計画に基づき、当該設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じるとともに、規則で定めるところにより、当該措置が完了した日から起算して30

日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第19条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認める場合は、事業者に対し、発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

2 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、町職員に事業者の事務所、事業所若しくは事業区域に立入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

(指導、助言及び勧告)

第20条 町長は、必要があると認める場合は、事業者及び土地所有者等に対して、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者及び土地所有者等に対して、規則で定めるところにより、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 事業者が第12条の規定による事業計画の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

(2) 事業者が第13条の規定による事業計画の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

(3) 事業者が第14条の規定による発電設備の設置工事の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

(4) 事業者が第15条の規定による標識の掲示をしなかった場合

(5) 事業者が第16条第1項の規定による維持管理に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

(6) 事業者が第16条第2項の規定による災害又は事故等による発電設備の復旧若しくは当該支障の除去のために必要な措置を講じなかった場合又は当該事案の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合

(7) 事業者が第17条の規定による地位の承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

(8) 事業者が第18条第1項の規定による発電事業の廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

(9) 事業者が第18条第2項の規定による発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を講じなかった場合又は当該措置の完了の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合

(10) 事業者及び土地所有者等が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかった場合

(公表)

第21条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者及び土地所有者等が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者及び土地所有者等の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者及び土地所有者等に対して、規則で定めるところにより、その理由を通知し意見を述べる機会を与えなければならない。

(施行規定)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から60日を経過する日までの間に発電事業に着手する事業者に対するこの条例の第12条の規定の適用については、同条中「当該設置工事に着手する日の60日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。

(準備行為)

3 この条例の第10条の規定による事前協議及び第11条の規定による説明会の開催については、この条例の施行前においても、各条の規定の例により行うことができる。

## 議案第2号

美瑛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の制定について

美瑛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次  
のとおり制定する。

令和7年12月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例

### 目次

第1章 総則（第1条～第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条～第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定める

ものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはなら

ない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用

に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子

どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

### （設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- （2） 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- （3） ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （4） 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- （5） 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- （6） 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- （7） 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- （8） 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上

に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている別表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保

育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雑則

#### (電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

#### (委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### (準備行為)

2 この条例による事前の手續その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

#### 別表(第21条関係)

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

3階	常用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 屋外階段</li> </ol>
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>3 屋外階段</li> </ol>
4階以上の階	常用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ol>
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</li> <li>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</li> <li>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ol>

議案第3号

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

令和7年12月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美瑛町  
条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 給料表（第3条関係）

職種	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
(1) 行政職給料表	1	195,800円	242,000円
	2	196,900円	243,300円
	3	198,100円	244,700円
	4	199,200円	246,100円
	5	200,300円	247,500円
	6	202,000円	248,900円
	7	203,600円	250,300円
	8	205,200円	251,700円

	9	206,700 円	253,100 円
	10	208,400 円	254,300 円
	11	210,000 円	255,600 円
	12	211,600 円	256,900 円
	13	213,100 円	258,100 円
	14	214,800 円	259,300 円
	15	216,500 円	260,500 円
	16	218,200 円	261,700 円
	17	219,400 円	262,800 円
	18	221,000 円	263,900 円
	19	222,600 円	265,000 円
	20	224,100 円	266,100 円
	21	225,600 円	267,000 円
	22	227,200 円	268,000 円
	23	228,800 円	269,000 円
	24	230,400 円	270,000 円
	25	232,000 円	271,000 円
	26	233,700 円	271,900 円
	27	235,000 円	272,700 円
	28	236,300 円	273,600 円
	29	237,600 円	274,400 円
	30	238,700 円	275,200 円
	31	239,800 円	276,000 円
	32	240,900 円	276,700 円
	33	242,000 円	277,400 円
	34	242,900 円	278,200 円
	35	243,800 円	279,000 円
(2) 医療職給料表 (一)	1	201,000 円	239,800 円
	2	203,100 円	241,100 円

	3	205,200 円	242,400 円
	4	207,300 円	243,700 円
	5	209,300 円	244,900 円
	6	211,300 円	246,000 円
	7	213,300 円	247,000 円
	8	215,100 円	247,900 円
	9	216,900 円	249,000 円
	10	218,800 円	250,100 円
	11	220,700 円	251,200 円
	12	222,800 円	252,400 円
	13	224,500 円	253,600 円
	14	226,500 円	254,800 円
	15	228,700 円	256,000 円
	16	230,800 円	257,100 円
	17	232,900 円	258,100 円
	18	234,000 円	259,100 円
	19	235,000 円	260,200 円
	20	236,100 円	261,200 円
	21	237,200 円	262,300 円
	22	238,000 円	263,200 円
	23	238,900 円	264,000 円
	24	239,700 円	264,800 円
	25	240,600 円	265,600 円
(3) 医療職給料表 (二)	1	221,700 円	254,700 円
	2	223,600 円	256,800 円
	3	225,400 円	259,000 円
	4	227,100 円	261,200 円
	5	228,800 円	263,400 円
	6	230,700 円	264,400 円

7	232,500 円	265,200 円
8	234,200 円	266,100 円
9	235,900 円	266,900 円
10	237,800 円	268,000 円
11	239,700 円	269,100 円
12	241,600 円	270,000 円
13	243,400 円	270,800 円
14	245,400 円	271,500 円
15	247,400 円	272,200 円
16	249,400 円	273,000 円
17	251,400 円	274,100 円
18	253,400 円	275,000 円
19	255,500 円	275,900 円
20	257,500 円	276,800 円
21	259,400 円	277,800 円
22	260,600 円	278,800 円
23	261,700 円	279,700 円
24	262,800 円	280,700 円
25	263,900 円	281,500 円

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 1 1 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和 4 8 年美瑛町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「、電子資格確認（医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。）又は被保険者証、加入者証、組合員証その他被扶養者証等の提示（処方せんの提出を含む。）」を「、医療保険各法に規定する電子資格確認又は資格確認書等の提示」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 1 1 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和 4 8 年美瑛町条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「、電子資格確認（医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。）又は被保険者証、加入者証、組合員証その他被扶養者証等の提示（処方せんの提出を含む。）」を「、医療保険各法に規定する電子資格確認又は資格確認書等の提示」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

令和7年度 美瑛町一般会計補正予算（第4号）について

令和7年度美瑛町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ433,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,771,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		1,131,562	82,970	1,214,532
	1 町 民 税	452,126	72,530	524,656
	2 固定資産税	507,148	10,440	517,588
10 地方交付税		5,086,097	34,119	5,120,216
	1 地方交付税	5,086,097	34,119	5,120,216
14 国庫支出金		1,182,595	31,769	1,214,364
	1 国庫負担金	409,800	82,265	492,065
	2 国庫補助金	740,072	△50,496	689,576
15 道支出金		815,308	72,838	888,146
	1 道負担金	253,839	45,273	299,112
	2 道補助金	538,038	27,565	565,603
17 寄附金		305,062	193,447	498,509
	1 寄附金	305,062	193,447	498,509
18 繰入金		975,312	51,692	1,027,004
	1 基金繰入金	975,312	51,692	1,027,004
20 諸収入		511,215	△5,735	505,480
	4 受託事業収入	34,290	△4,437	29,853
	5 雑 入	376,923	△1,298	375,625
21 町 債		1,263,200	△27,500	1,235,700
	1 町 債	1,263,200	△27,500	1,235,700
歳 入 合 計		12,338,200	433,600	12,771,800

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,041,031	45,530	3,086,561
	1 総務管理費	2,891,964	43,878	2,935,842
	2 徴 税 費	25,905	△1,206	24,699
	3 戸籍住民登録費	97,595	2,695	100,290
	5 統計調査費	7,832	163	7,995
3 民生費		1,258,147	162,663	1,420,810
	1 社会福祉費	657,218	122,902	780,120
	2 児童福祉費	600,929	39,761	640,690
4 衛生費		1,227,348	591	1,227,939
	1 保健衛生費	904,338	△2,399	901,939
	2 清 掃 費	323,010	2,990	326,000
6 農林水産業費		856,221	43,717	899,938
	1 農 業 費	445,761	54,094	499,855
	2 耕 地 費	301,998	△1,754	300,244
	3 林 業 費	108,462	△8,623	99,839
7 商工費		1,089,637	△1,741	1,087,896
	1 商 工 費	720,157	1,838	721,995
	2 文化スポーツ振興費	369,480	△3,579	365,901
8 土木費		1,118,233	△60,177	1,058,056
	1 土木管理費	41,369	△4,250	37,119
	2 道路橋梁費	797,052	△50,374	746,678
	4 都市計画費	198,353	△2,822	195,531
	5 住 宅 費	76,921	△2,731	74,190
9 消防費		401,855	△4,533	397,322
	1 消 防 費	401,855	△4,533	397,322
10 教育費		656,396	△26,720	629,676
	1 教育総務費	332,905	1,781	334,686
	2 小学校費	171,629	△17,261	154,368
	3 中学校費	98,664	△11,284	87,380
	4 社会教育費	53,198	44	53,242
11 公債費		1,509,940	11,823	1,521,763
	1 公 債 費	1,509,940	11,823	1,521,763
12 諸支出金		1,094,820	262,447	1,357,267
	1 普通財産取得費	355,678	192,447	548,125
	2 公営企業費	739,142	70,000	809,142
歳 出	合 計	12,338,200	433,600	12,771,800

## 第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
地域公共交通計画策定事業（美瑛町地域公共交通計画策定業務委託）	令和 8 年度	事業費 8,437千円

第 3 表 地方債補正  
(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災減災事業 老人保健施設改修事業	141,600 ( 31,600)	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	140,400 ( 30,400)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
緊急自然災害防止対策事業 旭町3・4丁目6号線道路整備事業	73,000 ( 23,000)	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	72,100 ( 22,100)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
辺地対策事業 朗根内上俵真布線道路整備事業 美園村山線道路整備事業 美沢12線道路整備事業	478,200 ( 7,200) ( 8,000) ( 23,000)	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	471,400 ( 6,700) ( 6,300) ( 18,400)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	479,100	証書借入 又は証券 発	3.0%以内	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、町財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することができる。	460,500	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
火葬場建設事業	( 13,700)				( 13,600)			
野球場改修事業	( 6,700)				( 6,400)			
赤羽下宇莫別線道路整備事業	( 50,000)				( 48,900)			
第2号幹線道路整備事業	( 38,700)				( 21,600)			
合 計	1,263,200				1,235,700			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		町 税	1,131,562	82,970	1,214,532
	1	町 民 税	452,126	72,530	524,656
		1 個 人	390,910	72,530	463,440
	2	固定資産税	507,148	10,440	517,588
		1 固定資産税	491,173	10,440	501,613
10		地方交付税	5,086,097	34,119	5,120,216
	1	地方交付税	5,086,097	34,119	5,120,216
		1 地方交付税	5,086,097	34,119	5,120,216
14		国庫支出金	1,182,595	31,769	1,214,364
	1	国庫負担金	409,800	82,265	492,065
		1 民生費負担金	393,185	82,098	475,283
	2	衛生費負担金	16,615	167	16,782
	2	国庫補助金	740,072	△50,496	689,576
		1 総務費補助金	356,878	△6,384	350,494
		2 民生費補助金	22,059	△600	21,459
		4 農林水産業費補助金	29,290	△2,668	26,622
		6 土木費補助金	259,356	△40,844	218,512

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年課税分	71,830	1 現年課税分	
2 滞納繰越分	700	1 滞納繰越分	
1 現年課税分	9,770	1 現年課税分	
2 滞納繰越分	670	1 滞納繰越分	
1 地方交付税	34,119	1 普通交付税	
1 社会福祉費負担金	64,352	1 障害者自立支援給付費等負担金	50,000
		2 障害者医療費負担金	352
		3 障害児施設措置費負担金	14,000
2 児童福祉費負担金	17,746	1 子どものための教育・保育給付費負担金	
1 保健衛生費負担金	167	1 養育医療給付事業負担金	
1 総務管理費補助金	△6,384	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	3,616
		2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	△10,000
1 社会福祉費補助金	△600	1 地域生活支援事業費補助金	
1 農業費補助金	△2,668	1 経営継承・発展支援事業補助金	
2 道路橋梁費補助金	△36,326	1 朗根内上俵真布線道路改良舗装事業交付金	△680
		2 第2号幹線道路改良舗装事業交付金	△35,646
3 都市計画費補助金	△3,388	1 くるみ公園改修事業交付金	
4 住宅費補助金	△1,130	1 公営住宅建替推進事業交付金	△204
		2 北町団地整備事業交付金	△382
		3 日の出団地解体事業交付金	△544

(一般会計)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		道支出金	815,308	72,838	888,146
	1	道負担金	253,839	45,273	299,112
		1 民生費負担金	156,815	45,189	202,004
		2 衛生費負担金	86,163	84	86,247
	2	道補助金	538,038	27,565	565,603
		2 民生費補助金	21,342	△300	21,042
		3 衛生費補助金	17,329	△3,000	14,329
		4 農林水産業費補助金	452,041	38,329	490,370
		7 教育費補助金	31,599	△7,464	24,135
	17		寄 附 金	305,062	193,447
1		寄 附 金	305,062	193,447	498,509
		1 寄 附 金	305,062	193,447	498,509
18		繰 入 金	975,312	51,692	1,027,004
	1	基金繰入金	975,312	51,692	1,027,004
		1 基金繰入金	975,312	51,692	1,027,004

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	32,176	1 障害者自立支援給付費等負担金	25,000
		2 障害者医療費負担金	176
		3 障害児施設措置費負担金	7,000
2 児童福祉費負担金	13,013	1 子どものための教育・保育給付費負担金	
1 保健衛生費負担金	84	1 養育医療給付事業負担金	
1 社会福祉費補助金	△300	1 地域生活支援事業費補助金	
1 保健衛生費補助金	△3,000	1 地域づくり総合交付金	
1 農業費補助金	39,643	1 中山間地域等直接支払推進事業補助金	488
		2 環境保全型農業直接支払交付金	2,032
		3 新規就農者育成総合対策交付金	1,600
		4 スマート農業・農業支援サービス事業導入サポート対策事業	15,930
		5 畑地化促進事業補助金	19,593
2 耕地費補助金	△1,314	1 水利施設管理強化事業補助金 美瑛地区	△682
		2 水利施設管理強化事業補助金 旭川地区	△123
		3 水利施設管理強化事業補助金 美瑛川地区	△84
		4 水利施設管理強化事業補助金 しろがね地区	△425
2 小学校費補助金	△4,476	1 公立学校情報機器整備事業費補助金	
3 中学校費補助金	△2,988	1 公立学校情報機器整備事業費補助金	
1 寄 附 金	193,447	1 寄附金	1,000
		2 まちづくり寄附金	190,279
		3 ガバメントクラウドファンディング寄附金	2,168
1 各基金繰入金	51,692	1 農業振興基金繰入金	△2,668
		2 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金	62,390
		3 森林環境譲与税基金繰入金	△8,030

- 35 -

- 34 -

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		諸 収 入	511,215	△5,735	505,480
	4	受託事業収入	34,290	△4,437	29,853
	2	農林水産業費受託事業収入	28,332	△4,437	23,895
	5	雑 入	376,923	△1,298	375,625
	4	雑 入	376,920	△1,298	375,622
21		町 債	1,263,200	△27,500	1,235,700
	1	町 債	1,263,200	△27,500	1,235,700
	2	民 生 債	80,600	△1,200	79,400
	3	衛 生 債	47,200	△100	47,100
	5	商 工 債	268,400	△300	268,100
	6	土 木 債	383,800	△25,900	357,900

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
1	農業費受託事業収入	△4,437 1 草地畜産基盤整備事業受託金
2	雑 入	△1,298 1 介護予防サービス計画費 △4,800 2 Beコインチャージ金 3,417 3 その他雑入 85
1	社会福祉債	△1,200 1 社会福祉債 (1)緊急防災減災 老人保健施設改修事業債
2	環境衛生債	△100 1 環境衛生債 (1)過疎対策 火葬場建設事業債
2	文化スポーツ振興債	△300 1 文化スポーツ振興債 (1)過疎対策 野球場改修事業債
1	道路橋梁債	△25,900 1 道路橋梁債 △25,900 (1)辺地対策 美沢12線道路整備事業債 (△4,600) (2)過疎対策 第2号幹線道路整備事業債 (△17,100) (3)辺地対策 朗根内上俵真布線道路整備事業債 (△500) (4)辺地対策 美園村山線道路整備事業債 (△1,700) (5)過疎対策 赤羽下宇莫別線道路整備事業債 (△1,100) (6)緊急自然災害 旭町3・4丁目6号線道路整備事業債 (△900)

- 37 -

- 36 -

(歳出)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	3,041,031	45,530	3,086,561	48,268	△2,738
		総務管理費	2,891,964	43,878	2,935,842	45,466	△1,588
	1	職員給与費	1,216,761	0	1,216,761	道支出金 1,302 使用料 814	△2,116
	2	一般管理費	60,319	30	60,349		30
	3	広聴広報費	10,119	△600	9,519		△600
	4	車両管理費	12,055	△672	11,383		△672
	5	財産管理費	86,804	△565	86,239		△565
	7	地域振興費	819,786	△17,037	802,749	国庫支出金 △10,000 繰入金 △1,650	△5,387

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	30	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 一般管理事業 1 会計年度任用職員報酬	30 30 (30)
10 需 用 費	△600	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 広報事業 10 印刷製本費(物)	△600 △600 (△600)
17 備品購入費	△672	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 車両管理事業 17 車両購入費(事)	△672 △672 (△672)
14 工事請負費	△565	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1) 役場庁舎照明LED化事業 14 改修工事(事)	△565 △565 (△565)
18 負担金補助 及び交付金	△17,037	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1) 景観づくり推進事業 18 補助金(補) (2) 重点対策加速化事業 18 補助金(事)  2 希望にみちた活気あるまち (1) 丘のまちびえい活性化協会補助金 18 補助金(補)	△11,650 △1,650 (△1,650) △10,000 (△10,000)  △5,387 △5,387 (△5,387)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 地域おこし 協力隊事業 費	78,435	△4,658	73,777		△4,658
9 移住対策費	50,142	3,979	54,121		3,979
14 諸 費	356,187	63,401	419,588	繰入金 55,000	8,401

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	△2,506	1 希望にみちた活気あるまち (1)地域コミュニティ活動推進事業	△4,658 △1,733
3 職員手当等	△1,038	1 会計年度任用職員報酬	(△951)
4 共 済 費	△591	3 会計年度任用職員手当	(△511)
8 旅 費	△220	4 会計年度任用職員共済費	(△228)
18 負担金補助 及び交付金	△303	18 負担金(補)	(△43)
		(2)美瑛の食の魅力をいかしたまちづくり事業	△2,925
		1 会計年度任用職員報酬	(△1,555)
		3 会計年度任用職員手当	(△527)
		4 会計年度任用職員共済費	(△363)
		8 職員旅費	(△220)
		18 補助金(補)	(△260)
8 旅 費	△211	1 希望にみちた活気あるまち (1)移住対策事業	3,979 △411
18 負担金補助 及び交付金	4,190	8 職員旅費	(△211)
		18 諸団体及び諸会議負担金	(△200)
		(2)定住住宅取得助成事業	4,390
		18 助成金(補)	(4,390)
7 報 償 費	△562	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)地域情報通信基盤管理運営事業	4,349 4,349
10 需 用 費	△114	14 維持補修工事(事)	(4,349)
11 役 務 費	46,620	2 希望にみちた活気あるまち (1)開拓記念式典事業	59,052 △562
12 委 託 料	13,108	7 報償(物)	(△562)
14 工事請負費	4,349	(2)名誉町民事業	△114
		10 食糧費	(△114)
		(3)まちづくり寄附管理事業	59,728
		11 通信運搬費(物)	(18,995)
		11 広告料(物)	(1,343)
		11 手数料(物)	(26,282)
		12 業務委託(物)	(13,108)

(一般会計)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2	徴 税 費	25,905	△1,206	24,699	△814	△392
1	税務総務費	7,734	71	7,805		71
2	賦課徴収費	18,171	△1,277	16,894	道支出金 △814	△463
3	戸籍住民登録費	97,595	2,695	100,290	3,616	△921
1	戸籍住民登録費	97,595	2,695	100,290	国庫支出金 3,616	△921
5	統計調査費	7,832	163	7,995		163
1	統計調査費	7,832	163	7,995		163

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	13	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 税務総務管理事業	71 13
18 負担金補助 及び交付金	58	1 会計年度任用職員報酬 (2) 上川広域滞納整理機構負担金 18 負担金(補)	(13) 58 (58)
12 委 託 料	△1,277	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 固定資産評価事業 12 業務委託(事) (2) 基幹税務システム改修事業 12 業務委託(物)	△1,277 △463 (△463) △814 (△814)
1 報 酬	23	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 戸籍管理事業	2,695 2,672
12 委 託 料	4,731	12 保守・管理委託(物) 12 業務委託(物)	(2,059) (2,672)
13 使用料及び 賃借料	△2,059	13 使用料(物) (2) 住民基本台帳ネットワークシステム管理事業 1 会計年度任用職員報酬	(△2,059) 23 (23)
1 報 酬	163	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 国勢調査事業 1 審議会等委員報酬	163 163 (163)

(単位：千円)

3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	1,258,147	162,663	1,420,810	130,587	32,076
		社会福祉費	657,218	122,902	780,120	90,828	32,074
	1	社会福祉総務費	86,648	61	86,709		61
	2	高齢者福祉費	44,620	△4,800	39,820	諸収入 △4,800	
	3	障害者福祉費	458,539	127,504	586,043	国庫支出金 63,752 道支出金 31,876	31,876
	6	高齢者福祉住宅費	15,699	108	15,807		108
	7	地域支援事業費	40,502	29	40,531		29

(一般会計)

節		説 明		
区 分	金 額			
1	報 酬	61	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)社会福祉管理事業 1 会計年度任用職員報酬	61 61 (61)
12	委 託 料	△4,800	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)介護予防サービス計画事業 12 業務委託 (扶)	△4,800 △4,800 (△4,800)
12	委 託 料	△1,200	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)療養介護医療給付事業	127,504 704
19	扶 助 費	128,704	19 療養介護医療給付費 (2)障害者自立支援給付費 19 扶助費 (3)障害児施設措置費 19 扶助費 (4)地域生活支援事業 12 業務委託 (扶)	(704) 100,000 (100,000) 28,000 (28,000) △1,200 (△1,200)
10	需 用 費	108	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)高齢者福祉住宅管理運営事業 10 修繕料 (維)	108 108 (108)
1	報 酬	22	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)介護予防・日常生活支援総合事業	29 29
8	旅 費	7	1 会計年度任用職員報酬 8 費用弁償	(22) (7)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2	児童福祉費	600,929	39,761	640,690	39,759	2
1	児童福祉総務費	327,974	39,761	367,735	国庫支出金 17,746 道支出金 13,013	9,002
2	保育所費	232,193	0	232,193	繰入金 9,000	△9,000
4	衛生費	1,227,348	591	1,227,939	△4,049	4,640
1	保健衛生費	904,338	△2,399	901,939	△4,049	1,650
1	保健衛生総務費	698,402	△1,206	697,196	地方債 △1,200	△6
3	予 防 費	58,342	49	58,391		49
4	保健センター費	9,932	1,421	11,353		1,421
5	医療扶助費	58,947	400	59,347	国庫支出金 167 道支出金 84	149

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
18 負担金補助及び交付金	39,761	1 ひとに優しい支え合いのまち (1) 丘のまちびえいすくすくサポート事業 18 助成金(扶) (2) 一時預かり事業 18 助成金(扶) (3) 施設型給付費事業 18 負担金(補) (4) こども緊急さぼねっと事業(まちづくり提案) 18 助成金(補) 18 助成金(扶)	39,761 210 (210) 34 (34) 39,437 (39,437) 80 (29) (51)
14 工事請負費	△1,206	1 ひとに優しい支え合いのまち (1) 老人保健施設改修事業 14 改修工事(事)	△1,206 △1,206 (△1,206)
1 報 酬	22	1 ひとに優しい支え合いのまち (1) 予防接種事業	49 49
10 需 用 費	27	1 会計年度任用職員報酬 10 印刷製本費(物)	(22) (27)
10 需 用 費	1,382	1 ひとに優しい支え合いのまち (1) 保健センター管理運営事業	1,421 1,421
11 役 務 費	39	10 燃料費(物) 10 修繕料(物) 11 通信運搬費(物)	(1,051) (331) (39)
19 扶 助 費	400	1 ひとに優しい支え合いのまち (1) 医療費扶助事業 19 養育医療給付事業扶助	400 400 (400)

- 47 -

- 46 -

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	6	環境衛生費	61,962	△3,063	58,899	道支出金 △3,000 地方債 △100	37
	2	清 掃 費	323,010	2,990	326,000		2,990
	1	清掃総務費	131,891	2,990	134,881		2,990
6		農林水産業費	856,221	43,717	899,938	44,503	△786
	1	農 業 費	445,761	54,094	499,855	52,847	1,247
	2	農業振興費	371,490	58,394	429,884	国庫支出金 △2,668 道支出金 39,155 繰入金 20,797	1,110
	3	畜産業費	57,462	△4,300	53,162	諸収入 △4,437	137

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明	
18	負担金補助及び交付金		△3,063	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)大雪葬斎組合負担金 18 負担金(補) 18 負担金(事) (2)「星空の街・あおぞらの街」全国大会事業 18 補助金(補)	△3,063 △1,063 (△903) (△160) △2,000 (△2,000)
10	需 用 費		△137	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)清掃管理事業	2,990 △137
18	負担金補助及び交付金		3,127	10 印刷製本費(物) (2)大雪清掃組合負担金 18 負担金(補)	(△137) 3,127 (3,127)
10	需 用 費		132	1 地域資源をいかした産業のまち (1)農業技術研修センター管理運営事業	58,394 132
18	負担金補助及び交付金		58,262	10 修繕料(維) (2)グリーンアスパラガス振興対策事業 18 負担金(補) (3)畑地化促進事業 18 交付金(補) (4)環境保全型農業直接支払交付金 18 交付金(補) (5)新規就農者育成総合対策事業 18 交付金(補) (6)経営継承・発展支援事業補助金 18 補助金(事) (7)スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート 緊急対策事業 18 補助金(補) (8)小麦支援対策事業 18 補助金(補)	(132) △3,535 (△3,535) 19,593 (19,593) 2,710 (2,710) 1,600 (1,600) △5,336 (△5,336) 15,930 (15,930) 27,300 (27,300)
12	委 託 料		△4,300	1 地域資源をいかした産業のまち (1)草地畜産基盤整備事業 12 整備・事業委託(事)	△4,300 △4,300 (△4,300)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2	耕地費	301,998	△1,754	300,244	△1,314	△440
1	耕地整備費	270,055	△1,754	268,301	道支出金 △1,314	△440
3	林業費	108,462	△8,623	99,839	△7,030	△1,593
1	林業費	64,016	△8,166	55,850	繰入金 △8,030	△136
2	町有林管理費	44,446	△457	43,989	寄附金 1,000	△1,457
7	商工費	1,089,637	△1,741	1,087,896	△83	△1,658
1	商工費	720,157	1,838	721,995	3,417	△1,579
2	商工業振興費	303,230	5,868	309,098	諸収入 3,417	2,451
3	観光費	344,267	2,077	346,344		2,077
7	活性化交流施設費	34,809	△6,107	28,702		△6,107

(一般会計)

節	区 分	金 額	説 明	
18	負担金補助及び交付金	△1,754	1 地域資源をいかした産業のまち (1) 水利施設管理強化事業 18 補助金(事)	△1,754 △1,754 (△1,754)
12	委託料	△8,030	1 地域資源をいかした産業のまち (1) 森林整備担い手対策事業	△8,166 △136
18	負担金補助及び交付金	△136	18 負担金(補) (2) 森林資源モニタリング事業 12 業務委託(事)	(△136) △8,030 (△8,030)
15	原材料費	△457	1 地域資源をいかした産業のまち (1) 町有林管理事業 15 原材料費(維)	△457 △457 (△457)
10	需用費	105	1 地域資源をいかした産業のまち (1) 電子地域通貨運営事業	5,868 4,089
11	役員費	567	10 印刷製本費(物) 11 手数料(物)	(105) (567)
18	負担金補助及び交付金	5,196	18 負担金(補) (2) 電子地域通貨行政ポイント事業 18 移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成事業 18 チャージ促進事業	(3,417) 1,779 (1,280) (499)
1	報酬	403	1 地域資源をいかした産業のまち (1) 保養センター管理運営事業	2,077 403
10	需用費	1,674	1 会計年度任用職員報酬 (2) 青い池管理運営事業 10 光熱水費(物)	(403) 1,674 (1,674)
12	委託料	△6,107	1 希望にみちた活気あるまち (1) 活性化交流施設管理運営事業 12 指定管理者委託	△6,107 △6,107 (△6,107)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2	文化スポーツ振興費	369,480	△3,579	365,901	△3,500	△79
2	生涯学習推進費	14,141	263	14,404		263
4	郷土学館費	26,017	△316	25,701		△316
7	保健体育施設費	261,716	△326	261,390	地方債 △300	△26
8	イベント推進費	32,916	△3,200	29,716	繰入金 △3,200	
8	土 木 費	1,118,233	△60,177	1,058,056	△67,558	7,381
1	土木管理費	41,369	△4,250	37,119		△4,250
1	土木総務費	41,369	△4,250	37,119		△4,250
2	道路橋梁費	797,052	△50,374	746,678	△61,326	10,952
1	道路維持修繕費	115,949	△124	115,825		△124

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	200	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)各種大会派遣事業 18 補助金(補)
18 負担金補助及び交付金	63	2 希望にみちた活気あるまち (1)地域人材育成研修施設管理運営事業 11 手数料(物)
1 報 酬	△316	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)郷土学館管理運営事業 1 会計年度任用職員報酬 2 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)十勝岳ジオパーク推進事業 1 会計年度任用職員報酬
14 工事請負費	△326	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)野球場改修事業 14 改修工事(事)
18 負担金補助及び交付金	△3,200	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)ヘルシーマラソン事業 18 補助金(補)
1 報 酬	△2,920	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)土木総務管理事業 3 職員手当等 1 会計年度任用職員報酬 3 会計年度任用職員手当
12 委 託 料	△124	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)道路維持修繕事業 12 建築・土木委託(維)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 道路新設改良費	229,421	△50,250	179,171	国庫支出金 △36,326 地方債 △25,000	11,076
4 都市計画費	198,353	△2,822	195,531	△4,288	1,466
1 公園費	155,353	△1,965	153,388	国庫支出金 △3,388	1,423
2 街路事業費	43,000	△857	42,143	地方債 △900	43
5 住宅費	76,921	△2,731	74,190	△1,944	△787
1 住宅管理費	32,236	△814	31,422	使用料 △814	
2 住宅建設費	44,685	△1,917	42,768	国庫支出金 △1,130	△787

(一般会計)

節		説 明	金額
区 分	金 額		
12 委託料	△48,142	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1) 朗根内上俵真布線道路改良舗装事業	△50,250 △1,058
14 工事請負費	△2,108	14 工事請負費 (2) 美園村山線道路改良舗装事業 12 建築・土木委託(事)	(△1,058) △1,642 (△1,642)
		(3) 赤羽下宇莫別線道路改良舗装事業 14 整備工事(事)	△1,050 (△1,050)
		(4) 第2号幹線道路改良舗装事業 12 建築・土木委託(事)	△45,000 (△45,000)
		(5) 美沢12線道路改良舗装事業 12 建築・土木委託(事)	△1,500 (△1,500)
12 委託料	△865	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1) 公園維持管理事業	△1,965 △760
14 工事請負費	△1,100	12 保守・管理委託(維)	(△760)
		(2) 公園施設長寿命化点検事業 12 業務委託(事)	△105 (△105)
		(3) くるみ公園改修事業 14 整備工事(事)	△1,100 (△1,100)
14 工事請負費	△857	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1) 旭町3・4丁目6号線 道路改良舗装事業	△857 △857
		14 整備工事(事)	(△857)
14 工事請負費	△814	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1) 町営住宅管理事業	△814 △814
		14 改修工事(事)	(△814)
14 工事請負費	△1,521	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1) 公営住宅建替推進事業	△1,917 △396
21 補償補填及び賠償金	△396	21 補償金(事)	(△396)
		(2) 町営一般住宅改修事業 14 改修工事(事)	△104 (△104)
		(3) 北町団地整備事業 14 建設工事費	△209 (△209)
		(4) 日の出団地解体事業 14 解体工事費	△1,208 (△1,208)

(単位：千円)

9	1	消 防 費	401,855	△4,533	397,322	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		消 防 費	401,855	△4,533	397,322		△4,533
	1	消 防 費	401,855	△4,533	397,322		△4,533
	1	消 防 費	401,855	△4,533	397,322		△4,533
10		教 育 費	656,396	△26,720	629,676	△27,689	969
	1	教育総務費	332,905	1,781	334,686	△2,049	3,830
	1	教育委員会費	1,916	30	1,946		30
	2	事務局費	112,075	△2,049	110,026	繰入金 △2,049	
	3	学校給食費	122,155	4,028	126,183		4,028
	5	通学自動車運行費	82,221	△228	81,993		△228
	2	小学校費	171,629	△17,261	154,368	△14,720	△2,541
	2	教育振興費	53,754	△17,261	36,493	道支出金 △4,476 繰入金 △10,244	△2,541

(一般会計)

節		説 明		
区 分	金 額			
18	負担金補助及び交付金	△4,533	1 安全で安心してくらせるまち (1)大雪消防組合負担金 18 負担金(補)	△4,533 △4,533 (△4,533)
9	交 際 費	30	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)教育委員会管理運営事業 9 交際費	30 30 (30)
1	報 酬	△1,386	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)英語指導助手(ALT)管理事業	△2,049 △123
3	職員手当等	△540	8 委員等旅費	(△123)
8	旅 費	△123	(2)教育支援員管理事業 1 会計年度任用職員報酬 3 会計年度任用職員手当	△1,926 (△1,386) (△540)
18	負担金補助及び交付金	4,028	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)学校給食管理運営事業 18 交付金(補)	4,028 4,028 (4,028)
14	工事請負費	△228	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)バスセンター改修事業 14 改修工事(事)	△228 △228 (△228)
13	使用料及び賃借料	△132	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)小学校情報教育推進事業 17 備品購入費(物)	△17,261 △16,720 (△16,720)
17	備品購入費	△16,720	(2)小学校教材用品整備事業 13 使用料(物)	△132 (△132)
18	負担金補助及び交付金	△409	(3)小学校学校行事活動事業 18 交付金(補)	△409 (△409)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
3	中学校費	98,664	△11,284	87,380	△10,920	△364
	2 教育振興費	38,339	△11,284	27,055	道支出金 △2,988 繰入金 △7,932	△364
4	社会教育費	53,198	44	53,242		44
	2 公民館費	12,866	44	12,910		44
11	公 債 費	1,509,940	11,823	1,521,763		11,823
	1 公 債 費	1,509,940	11,823	1,521,763		11,823
	2 利 子	33,017	11,823	44,840		11,823
12	諸支出金	1,094,820	262,447	1,357,267	192,447	70,000
	1 普通財産取得費	355,678	192,447	548,125	192,447	
	8 丘のまちびえいまちづくり基金費	305,062	192,447	497,509	寄附金 192,447	
	2 公営企業費	739,142	70,000	809,142		70,000
5 病院事業補助金	450,000	70,000	520,000		70,000	

(一般会計)

節		説 明		
区 分	金 額			
17	備品購入費	△10,920	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1) 中学校情報教育推進事業 17 備品購入費 (物)	△11,284 △10,920 (△10,920)
18	負担金補助及び交付金	△364	(2) 中学校多様な学び推進事業 18 負担金 (補) 18 補助金 (補)	△364 (△8) (△356)
1	報 酬	44	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1) 公民館事業 1 会計年度任用職員報酬	44 44 (44)
22	償還金利子及び割引料	11,823	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 起債償還利子	11,823 11,823
24	積 立 金	192,447	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 24 積立金 (積)	192,447 192,447 (192,447)
18	負担金補助及び交付金	70,000	1 ひとに優しい支え合いのまち (1) 病院事業補助事業 18 補助金 (補)	70,000 70,000 (70,000)

- 59 -

- 58 -

議案第7号

令和7年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）に  
ついて

令和7年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,691千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		244	18	262
	1 繰越金	244	18	262
歳入合計		20,673	18	20,691

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 泉源施設費		15,895	18	15,913
	1 泉源管理費	15,895	18	15,913
歳出合計		20,673	18	20,691

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰越金	244	18	262
	1	繰越金	244	18	262
		1 繰越金	244	18	262

節		説 明
区 分	金 額	
1	繰越金	18
		1 繰越金

(白金泉源事業特別会計)

(歳出)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		泉源施設費	15,895	18	15,913		18
	1	泉源管理費	15,895	18	15,913		18
	1	泉源管理費	15,895	18	15,913		18

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1	報 酬	18	18
		1 地域資源をいかした産業のまち	18
		(1) 泉源施設施設管理事業	18
		1 会計年度任用職員報酬	(18)

議案第8号

令和7年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第2号）について

（総 則）

第1条 令和7年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（2）患者数			
入院患者予定数	17,601人	△2,699人	14,902人
1日平均入院患者数	48.2人	△7.4人	40.8人
外来患者予定数	35,654人	△1,435人	34,219人
1日平均外来患者数	147.3人	△5.9人	141.4人

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）	
第1款 病院事業収益	1,226,561千円	△11,000千円	1,215,561千円	
第1項 医業収益	713,229千円	△81,000千円	632,229千円	
第2項 医業外収益	513,329千円	70,000千円	583,329千円	
		支 出		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）	
第1款 病院事業費用	1,225,101千円	△11,000千円	1,214,101千円	
第1項 医業費用	1,215,786千円	△11,000千円	1,204,786千円	

(他会計からの補助金の補正)

第4条 予算第10条に定めた補助金の額「450,000千円」を  
「520,000千円」に改める。

令和7年12月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

# 令和7年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

## 収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
1. 病院事業収益				1,226,561	△ 11,000	1,215,561	
	1. 医業収益			713,229	△ 81,000	632,229	
		1. 入院収益		406,027	△ 64,265	341,762	
			入院収益	406,027	△ 64,265	341,762	入院患者見込延数14,902人
		2. 外来収益		273,822	△ 16,735	257,087	
			外来収益	273,822	△ 16,735	257,087	外来患者見込延数34,219人
	2. 医業外収益			513,329	70,000	583,329	
		2. 他会計補助金		450,000	70,000	520,000	
			一般会計補助金	450,000	70,000	520,000	経営安定化のための繰入金増

支出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
1. 病院事業費用				1,225,101	△ 11,000	1,214,101	
	1. 医業費用			1,215,786	△ 11,000	1,204,786	
		3. 経費		284,125	△ 11,000	273,125	
			光熱水費	33,503	△ 2,000	31,503	光熱水費の実績に伴う減
			燃料費	19,240	△ 2,000	17,240	燃料費の実績に伴う減
			委託料	199,240	△ 7,000	192,240	入札執行残等

## 議案第9号

### 請負契約の一部変更について

令和7年第3回美瑛町議会臨時会において議決（令和7年4月28日議案第3号）され、令和7年第6回美瑛町議会臨時会において一部変更に係る専決処分を報告（令和7年11月28日報告第5号）した、請負契約の締結についての一部を下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

### 記

項目	変更前	変更後
工事名	東部地区コミュニティ施設（仮称）建設工事	同左
契約金額	602,217,000円	608,245,000円
契約先	美瑛町西町1丁目1番2号 株式会社 清水組 代表取締役 古川 博士	同左
変更内容		さく井工事の追加及び給水設備方式の変更による増額

議案第10号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

旭川市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和7年12月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と美瑛町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表1の（1）の表に次のように加える。

家具等の製造技術の振興	取組の内容	圏域における家具等の製造技術の振興を図るため、旭川市工芸センターにおいて、事業者を対象とした研修会、技術指導等を実施するとともに、圏域自治体で製造技術に関する施策や業界の動向等に係る情報を共有することにより、事業者への支援を行う。
	甲の役割	甲及び乙の区域内の事業者を対象として、旭川市工芸センターによる研修会、技術指導等を実施するとともに、甲及び乙の区域内の事業者並びに乙に対し、情報を提供する。
	乙の役割	甲に対し、情報を提供する。

別表3の(1)のイの表子育て支援体制の充実の項を次のように改める。

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立等を支援するため、子ども（病児及び病後児を含む。）の保育所、小学校等への送迎及び預かりを行う会員制の相互援助活動である上川中部ファミリー・サポート・センター事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、上川中部ファミリー・サポート・センター事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	上川中部ファミリー・サポート・センター事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市  
旭川市長

上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

乙 美瑛町  
美瑛町長

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年12月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所	美瑛町本町 丁目	番 号
氏 名	山 田 厚 誠	
生年月日	昭和 年 月	日生

# 美瑛町町民憲章

わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章をかかげてその実践につとめましょう。

## 1 心もからだもすこやかに

りっぱにつとめをはたしましょう。

## 1 互にむつみ話し合い

楽しい家庭をつくりましょう。

## 1 きまりを守り助け合い

明るい社会をつくりましょう。

## 1 自然を愛し文化をたかめ

豊かな郷土をつくりましょう。